

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	那智勝浦町 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那智勝浦町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県 那智勝浦町長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に関する事務
②事務の概要	<p>【令和3年度分】令和4年3月末事業終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、上記世帯と同様の事情であると認められる世帯に対して給付金を支給する。 ・給付金の支給対象者のうち令和3年1月2日以降に転入したものについては、本町に課税情報がないため、個人番号を用いて賦課自治体に対し情報連携による所得情報の照会を行う。 <p>【令和4年度分】</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年9月末事業終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度分の支給を受けていない世帯のうち、基準日(令和4年6月1日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、上記世帯と同様の事情であると認められる世帯に対して給付金を支給する。 ・給付金の支給対象者のうち令和3年12月11日以降に転入した者のうち本町に課税情報がない場合は、個人番号を用いて賦課自治体に対し情報連携による所得情報の照会を行う。 <p>②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和5年3月末事業終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和4年9月30日)において令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯または、令和4年1月～12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯に対し給付金を支給する。 ・給付金の支給対象者のうち令和5年1月2日以降に転入した者のうち本町に課税情報がない場合は、個人番号を用いて賦課自治体に対し情報連携による所得情報の照会を行う。 <p>【令和5年度分】</p> <p>①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年9月末事業終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和5年6月1日)において、令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯または、令和5年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯に対し給付金を支給する。 ・給付金支給対象者のうち、令和5年1月2日以降に転入した者のうち、本町に課税情報がない場合は、個人番号を用いて賦課自治体に対し情報連携による所得情報の照会を行う。 <p>②物価高騰対応重点支援給付金(令和6年3月末事業終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和5年12月1日)において、令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯、または令和5年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯に対し給付金を支給する。 ・給付金支給対象者のうち、令和5年1月2日以降に転入した者のうち、本町に課税情報がない場合は、個人番号を用いて賦課自治体に対し情報連携による所得情報の照会を行う。 <p>【令和6年度分】</p> <p>①物価高騰対応重点支援給付金(令和6年9月末事業終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和6年6月1日)において、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税の世帯または、令和6年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯に対し給付金を支給する。 ・給付金支給対象者のうち、令和6年1月2日以降に転入した者のうち、本町に課税情報がない場合は、個人番号を用いて賦課自治体に対し情報連携による所得情報の照会を行う。 <p>②物価高騰対策給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日(令和6年12月13日)において、住民税均等割非課税世帯または、令和6年1月以降の収入が減少し左記と同等の収入となった世帯に対し給付金を支給する。 ・給付金対象者のうち、令和6年1月2日以降に転入した者のうち、本町に課税情報がない場合は、個人番号を用いて賦課自治体に対し情報連携による所得情報の照会を行う。
③システムの名称	臨時給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那智勝浦町役場 総務課 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1-1 0735-52-0555
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那智勝浦町役場 総務課 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1-1 0735-52-0555
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い以下の対策を講じているため人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・受付時に転出証明や住基ネットによる照会を行い、照合内容が異なった場合には届出人にヒアリングを行う。 ・情報セキュリティポリシーの周知を行うとともに、許可された媒体以外の利用や持ち出しの制限、アクセス記録等の対策を実施する。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークに連携している総合行政システムにより業務メニューごとに特定個人情報を取り扱う権限を持った職員を限定し、かつ年度当初の人事異動の際には、取り扱う職員の名簿を提出させた上で情報管理者による適切な権限設定を実施し、且つ特定個人情報を始めて取り扱うものに対しては研修を義務付けるなどの対策を取っている。

